

評価用ソフトウェア製品使用許諾契約書

本使用許諾契約書は、下記”許諾ソフトウェア”に記載のソフトウェア（以下「許諾ソフトウェア」）に関してトライアルにお申しいただいたお客様とクエスト・ソフトウェア株式会社（以下「弊社」）との間に締結される法的な契約書です。

許諾ソフトウェア： **On Demand Migration Suite T3**

お客様は、許諾ソフトウェアのライセンスの購入を行う為の評価を目的として使用する場合に限り、弊社が定めるユーザーアカウント数・期間を無償で使用することができます。

「許諾ソフトウェア」は、マニュアルなどの付属文書を含みます。「許諾ソフトウェア」を使用することによって、お客様は本契約の条項に拘束されることに承諾されたものとします。本契約書の条項に同意されない場合は、「弊社」は、お客様に「許諾ソフトウェア」の使用を許諾できません。

1. 「許諾ソフトウェア」は、「弊社」またはその供給者が著作権を有する製品であり、著作権法および、著作権に関する条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

2. 使用許諾契約書は、お客様に「許諾ソフトウェア」の、限定的・非独占的かつ譲渡不可能な使用許諾を認めるものです。「許諾ソフトウェア」は使用を許諾されるものであって、販売されるものではありません。

したがって、お客様は「許諾ソフトウェア」の一部または全部のいかなるコピーの権限や所有権も所有するものではありません。お客様が「許諾ソフトウェア」を使用する権利は、下記の規定によって制限されます。

3. お客様は、「許諾ソフトウェア」の改造、変更、リバースエンジニアリング、複製および、これらに類似する一切の行為を行うことはできません。

4. お客様は、「許諾ソフトウェア」および、本契約に基づく「許諾ソフトウェア」の使用権を、第三者に貸与または、譲渡することはできません。

5. お客様は、日本国政府または関連する外国政府より必要な認可等を得ることなしに、「許諾ソフトウェア」の全部または一部を、直接または間接に輸出してはなりません。

6. 「弊社」または、その供給者は、「許諾ソフトウェア」の商品性、特定目的への適合性および、その他性能・品質等の問題を含め、「許諾ソフトウェア」の使用によって生じた、直接的、間接的あるいは付随的な全ての損害について、一切の責任を負わないものとします。

7. 「弊社」および、お客様の合意により、「許諾ソフトウェア」の使用がその性能評価を目的とする場合、本契約は「弊社」が評価キーを提供した日に発効し、評価キーの有効期間が満了するまで存続するものとします。ただし、お客様が本契約のいずれかの条項に違反された場合、「弊社」は、本契約に基づく「許諾ソフトウェア」のライセンス、ならびに本契約を自由に終了または、解除することができます。

8. お客様は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、「許諾ソフトウェア」および、そのバックアップの全てを消去するものとし、「弊社」の要請があったときは、「許諾ソフトウェア」を消去したことを証する書面を「弊社」に提供するものとします。

9. 前項と、本契約のその他の条項の内容が抵触する場合、前項が優先するものとします。

10. 「許諾ソフトウェア」および、「許諾ソフトウェア」で移行した全てのデータの消去をもって、評価の終了とさせていただきます。

以上

本使用許諾契約書に同意される場合は、以下に署名をお願いします。

署名（手書きのサインで構いません）：

会社名：

郵便番号：

勤務先住所：

氏名（フリガナもご記入下さい）：

メールアドレス（ブロック体でご記入下さい）：

日付（署名日をご記入下さい）：